

ประกาศคณะกรรมการสนับสนุนมาตรการกระตุ้นเศรษฐกิจและการลงทุน

โดยการดึงดูดชาวต่างชาติที่มีศักยภาพสูงสู่ประเทศ

ที่ 1/2565

เรื่อง หลักเกณฑ์ เงื่อนไข และวิธีการรับรองตัวแทน

非公式訳

裕福または才能のある外国人の誘致による

投資および経済の促進措置推進委員会布告

第 1/2565 号

件名：代理人認定基準、条件、および手続き

政府が長期滞在ビザ（long-term resident visa：LTR Visa）である裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置を導入しているため、広範囲かつあらゆるレベルで景気が刺激されることになる。裕福または才能のある外国人に、タイで滞在するために包括的かつ総合的なサービスを提供することが必要となるため、便宜を図り効率的に総合的なサービスを提供するために対象となる外国人向けのサービス提供の開発において可能性の高い民間企業の参画を図るために促進するべきである。

仏暦 2565 年（2022 年）裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進に関する首相府規則の第 7（2）項の内容および仏暦 2565 年（2022 年）11 月 4 日に行われた第 1/2565 回裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置推進委員会会議の決議の権限に基づき、委員会は以下のように発布する。

第 1 項 本布告において

「措置」とは、長期滞在ビザ（long-term resident visa：LTR Visa）で裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置を意味する。

「委員会」とは、裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置推進委員会を意味する。

「認定」とは、委員会が指定した申請者の代理人の認定およびその他の手続きを意味する。

「認定代理人」とは、許可申請、法律で義務付けられている手続き、もしくは委員会が指定した手続きを行うための政府機関との連絡において、長期滞在ビザを申請するまたは取得した外国人の代理としてサービスを提供することに関して委員会の認定を得たサービス提供者を意味する。

「申請書」とは、裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく長期滞在ビザ（Long-Term Resident Visa）取得資格のある者であるという資格証明申請書を意味する。

「LTR ビザ」とは、裕福または才能のある外国人の誘致による投資および経済の促進措置に基づく長期滞在ビザ（Long-Term Resident Visa）を意味する。

「申請書受理システム」とは、認定代理人を通じて申請書を受理するための情報システムを意味する。

「事務局」とは、投資委員会事務局を意味する。

第 2 項 代理人認定の基準、条件、および手続きの指定

2.1 認定代理人の資格は以下の通りである。

(1) 払込資本金が 500 万バーツ以上の法人、またはタイで登録された協会もしくは企業であること。

(2) 下記のいずれかに該当する目的を有する法人であること。

- 外国人に対しビザとワークパーミットのエージェント、代行手配のサービスを提供する。

- 外国人のタイでの滞在および就労に関するコンサルティングおよびアドバイザーのサービスを提供する。

(3) 安定した財政状況でなければならない。公認会計士が証明した財務諸表から検討する。なお、事業成果では累積損失が払込資本金の 50% を超えてはならない。公認会計士の証明を得た財務諸表がない新規登録法人の場合は、代わりに検討のためにプロジェクトの実可能性調査報告書を提出すること。

(4) 少なくとも以下から成る事業計画を有すること。

- 事務局が指定した基準に基づく手順と手続き、および各ステップの責任者を示す、外国人の申請書とそれと共に提出した書類証拠の分析および審査への支援に関する管理・実施計画

- 外国人や興味のある方への関連情報の誘致・広報計画

- 外国人のタイでの長期滞在申請書の提出または長期滞在のためのタイへの移住などをサポートするための標準的なサービス提供または円滑化取組計画、並びに申請書の提出に関連するサービス料率

- 今後のサービスのためのデジタルプラットフォームの形で
の情報システム開発計画

- 関連する今後のその他の開発計画（あれば）

(5) 多国籍企業または外国企業と取引を行うためのネットワークを持っていること。

(6) 情報技術システムでのサービス利用者のデータベース管理システム、および情報技術システムのセキュリティを維持するための措置を有すること。

2.2 認定代理人の条件および業務範囲

(1) 認定日から 90 日以内に外国人のサービス利用者や LTR ビザ保有者に対する申請書とそれと共に提出した書類証拠の審査のサービスを開始すること。

(2) 事務局が指定した基準、条件、および手続きに従い、事務局への申請書提出の代理人としてのサービスを提供すること。なお、以下を含むこともある。

- 申請書や書類証拠を提出する際に支援、準備、審査、または外国人に代わって何らかの物事を行うサービスを提供する。

- タイ国内・海外でのビザ申請、調印（スタンプ）の修正、ビザの取り消し、調印（スタンプ）の移し替えなど、入国管理法および外国人就労管理法に基づく許可に関して便宜を図るための関連政府機関および他の機関との連絡

(3) タイに滞在または就労する外国人に対し質が高く標準的で満足を得るサービスを提供するまたは便宜を図ること。

(4) 従業員および被雇用者用の作業マニュアルまたは規定を有し、サービス利用者にとって明確な手順、サービス方法、サービス料金の詳細を明記すること。

(5) ビザ・ワークパーミットや移住 (Relocation) に関する知識、能力、専門知識を持つ従業員または被雇用者がサービス提供者としてスキルと専門知識を駆使して業務を行うこと。また、サービスを迅速かつ効率的に提供できるようにするためにサービス利用者の数に適している人数を有すること。定期的に従業員または被雇用者の知識、能力、および専門知識を開発すること。

(6) 情報技術システムでサービス利用者のデータベースを管理すること。また、情報システムへの申請書の提出に関連するあらゆる形式のメディアで文書、証拠、および情報を保存・維持し、事務局の要求に応じてレポートや統計の作成および編集ができ、個人情報保護法に従うこと。

(7) 外国人の誘致と広報において関連政府機関と支援し協力すること。

(8) 90 日ごとに事業成果、発生したまたは発生すると予想される問題および／または障害を報告すること。必要に応じて事前に報告させる場合がある。

(9) 認可日から毎年、事務局が定めた基準に従い業績評価に合格すること。

2.3 認定代理人申請の手続きおよび条件

(1) 認定代理人を希望する者は発布日から 30 日以内に事務局が指定した窓口にて第 2.1 項に基づく書類または証拠とともに申請書を提出すること。なお、申請者は事務局に経験、過去の業績、事業計画、事業計画に基づく実施事項など詳細を明らかにし提出するよう求められる場合がある。

(2) 申請者が自然人である場合、タイで法人を設立する意向書が必要であり、払込資本金が 500 万バーツ以上であること。なお、申請書提出日から 90 日以内に代表人認定書の申請のために法人登記を行うこと。

(3) 事務局は、委員会の承認を得るために十分な資格を持つ代表人の審査結果を提出し、審査結果を書面で通知する。

(4) 認定代理人は、事務局が指定する書式を用いて代理人任命契約に署名すること。

(5) 事務局は、認定代表人として許可を得た者の氏名および事業所を公表する。

第 3 項 認定代理人の恩典は以下の通りである。

3.1 許可日から 2 年間の代表人認定書を受け取る。

3.2 申請書の提出に関連するサービス提供の料金を課する。料金率は委員会によって承認されたものとする。

3.3 広報目的での LTR プロジェクトロゴの使用が許可される。修正、装飾、追加、切り取り、色や寸法の変更、並びに不適切な方法またはその他の商業的利益でのロゴの使用は禁止されている。

3.4 業務のプロセス、手順、手続きを改善するために問題と障害を提案する。

第4項 認定代理人の取消

4.1 認定代理人の終了を希望する者は、代理業務の終了日の少なくとも 60 日前に事前に事務局に書面で通知する。事務局がその書面を受け取った日から有効となる。

4.2 認定代理人が、本布告またはその他の布告もしくは命令で指定された基準、条件、および手続きに違反したまたは従わなかった場合は、事務局は指定された期間内に修正または適切な対応を行うよう書面で警告を発する場合がある。しかし、その期限経過後に、その者が正当な理由なしに修正または適切に行動しなかった場合、事務局は認定された会社の代表の取消を検討するか、適切と思われる行動をとり、後ほどその者に書面で通知する。

4.3 代理人認定書を更新していない場合

なお、認定代理人はすべての未解決の責任業務を代理人の終了日までに完了させなければならない。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 16 日

ナリット・テートサティーンラサック

（ナリット・テートサティーンラサック）

投資委員長官

裕福または才能のある外国人の誘致による投資および
経済の促進措置推進委員会委員長代行委員